

京都大学オリエンテーリングクラブ規約

2019年1月7日 制定

第一章 総則

[名称]

第一条 本クラブの名称は、京都大学オリエンテーリングクラブ（略称：京大 OLC）とする。

[目的]

第二条 本クラブの目的は、次に掲げることとする。

一 オリエンテーリングを通じて、部員相互及びオリエンテーリングに関わる全ての人との親睦を深めること。

二 オリエンテーリングについての知識、技能、精神を習得すること。

三 オリエンテーリングの普及及び発展に寄与すること。

四 オリエンテーリングを通じて、健康の維持及び体力の増進をはかること。

[活動]

第三条 前条の目的を達成するため、本クラブでは次に掲げる活動を行う。

一 オリエンテーリングに関する行事

二 例会

三 部員相互及び他団体との親睦行事

四 部誌の発行

五 上記に付随する一切の活動

[所在地]

第四条 本クラブの所在地は、京都府京都市左京区吉田本町とする。

[財産]

第五条 本クラブの財産は、全ての部員に平等に帰属する。

[活動拠点]

第六条 本クラブの活動拠点を部室（通称：BOX）という。

[活動年度]

第七条 1. 本クラブの活動年度は、四月一日から翌年三月三十一日とする。

2. 活動年度のうち、四月一日から九月三十日までを前期、十月一日から三月三十一日までを後期とする。

第二章 部員

[部員資格]

第八条 1. 本クラブの目的及び本規約に賛同する者は、別に掲げる加入届を提出することで部員資格を得る。

2. 加入届を提出することができるのは、京都大学及びその近隣の大学に在学する者に限られる。

3. 前二項の規定は、例会においてこれと異なる決議をしたときは、その決議に従う。

京都大学オリエンテーリングクラブ規約

[部員資格の喪失]

第九条 部員資格を有する者（部員）は、次に掲げる事由に該当するとき、その資格を喪失する。ただし、例会においてこれと異なる決議をしたときは、その決議に従う。

- 一 当該部員が退部・死亡したとき。
- 二 本クラブが解散したとき。
- 三 除名されたとき。
- 四 入部時に所属していた大学を卒業及び退学（退学に準じる措置を大学から受けた場合を含む。）したとき。

[除名]

第十条 1. 次に掲げる行為があったとき、例会の決議により、当該部員を除名することができる。

- 一 本クラブの目的に反する行為があったとき。
- 二 本クラブ又は部員の名誉及び尊厳を著しく傷つける行為があったとき。
- 三 本クラブの風紀を著しく害する行為があったとき。
- 四 部費を、第七十条（部費の納入期限）で定める期限より起算して、四か月をこえて納入しなかったとき。
- 五 第十一条（部員の権利及び義務）第一項第二号の義務を連続して六回以上履行しなかったとき。
- 六 その他本規約および規則に従わないなど正当な事由のあるとき。

2. 本クラブは、部員を除名する場合、当該部員に対し当該例会の日から一週間前までにその旨を通知（書面あるいは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を理由する方法であって一般に認められるものをいう。）による。以下同じ。）し、かつ、例会において弁明する機会を与えなければならない。

3. 除名は、除名した部員にその旨を通知しなければ、これをもって当該部員に対抗することができない。

[部員の権利及び義務]

第十一条 1. 本クラブの部員は、次に掲げる義務を負う。

- 一 本規約及び例会の決議に従うこと。
 - 二 例会に出席すること。
 - 三 部費を誠実に納入すること。
2. 本クラブの部員は、本規約で別に定められた権利のほか、次に掲げる権利を有する。
- 一 本クラブのすべての活動に参加すること。
 - 二 例会において意思を表明すること。
 - 三 本クラブの財産及び部室（その備品を含む。以下同じ。）を一般に認められる範囲内で利用すること。
 - 四 本クラブの名称を使用すること。

[退部]

第十二条 1. 部員は、いつでも、本クラブを退部することができる。

2. 退部は、部長又は副部長に、その旨の意思表示を行うことによって行う。

第十三条 （削除）

第十四条 （削除）

[更新手続]

- 第十五条 1. 部長は、部員に対して十日以上の期間を定めて更新手続を行うよう求めることができる。
2. 部員が更新手続を行わなかったとき、本クラブは、当該部員が部長に対して退会の意思表示をしたものと扱うことができる。
3. 更新手続は、活動年度あたり、二回をこえて実施してはならない。

第三章 例会

第一節 総則

[例会の権限]

第十六条 例会は、全部員により構成される本クラブの最高決議機関であり、本クラブの組織、運営、管理その他本クラブに関する一切の事項について決議することができる。

第二節 例会の招集等

[例会の招集]

- 第十七条 1. 例会の招集は、部長がこれを行う。
2. 例会は、例会で決議されたときのほか、必要がある場合には、部長がいつでも招集することができる。
3. 部長が例会を招集しようとしないうちに、副部長がかわりに例会を招集することができる。この場合において、当該例会に部長が出席しなかったとき、第二十九条（議長）第一項本文における「部長」は「副部長」と読み替え、ただし書の規定は適用しない。

[例会の回数]

- 第十八条 1. 例会は、活動年度あたり、少なくとも八回行わなければならない。
2. 例会は、前期及び後期にそれぞれ五回以上ずつ行うのが望ましい。

[例会招集の請求]

- 第十九条 1. 部員は、例会の目的を示して、部長に対し、例会の招集を請求することができる。
2. 前項の規定により例会の開催が請求されたとき、部長は正当な理由のある場合を除いて、遅滞なく例会を招集しなければならない。

[例会招集の通知]

- 第二十条 1. 例会の招集は、部員に対して例会の日時、場所及び議案（その他目的がある場合、当該目的）を通知することによって行う。
2. 例会招集の通知は、例会の日の一週間前までに行わなければならない。

[議案提出権等]

- 第二十一条 1. 部員は、例会において決議すべき議案を提出することができる。
2. 部員は、例会の三日前までに、当該議案の要領を部員に通知することを請求することができる。

第三節 決議

[議決権]

第二十二条 部員はみな、各一個の議決権を有する。

[例会の決議]

京都大学オリエンテーリングクラブ規約

第二十三条 例会の決議は、本規約に別段の定めがある場合を除き、例会に出席すべき部員の過半数が出席し、出席した当該部員の議決権の過半数をもって行う。

[議決権の代理行使]

第二十四条 1. 部員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合において、当該部員又は代理人は、代理権を証明する書面を提出するよう請求されたとき、この求めに応じなければならない。

2. 前項の代理権の授与は、例会ごとにしなければならない。
3. 議決権を代理人によって行使した旨は、議事録に記載しなければならない。

[書面による議決権の行使]

第二十五条 1. 書面による議決権の行使は、その旨を直筆で記載し、部長又は副部長に提出することで行う。

2. 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した部員の議決権の数に算入する。
3. 前条第三項の規定は、書面による議決権の行使について準用する。

[委任]

第二十六条 1. 例会に出席できないことに正当な理由がある部員が、当該例会について委任する旨の意思表示をしたとき、その部員は当該例会に出席したものとみなす。

2. 前項の規定による委任の意思表示は、当該例会の日の前日までに部長又は副部長に対してしなければ、その効力を有しない。ただし、当該例会を副部長が委任又は欠席したときは、副部長に委任の意思表示の受領権がなかったものとして扱う。
3. 第一項による委任の意思表示は、例会ごとに行わなければならない。

[委任者の議決権]

第二十七条 前条の規定により委任した者の議決権は、委任によらずに行使した議決権のうち、過半数の議決権と同様に行使したものとみなす。ただし、委任によらずに行使した議決権のうち、過半数の議決権が存在しないとき、委任した者は議決権を行使しなかったものとみなす。

[遅刻]

第二十八条 例会の開始時刻に遅刻した者は、遅刻であると認められた時点から当該例会に出席したものと扱う。

第四節 議長

[議長]

第二十九条 1. 例会の議長は、部長がこれを担う。ただし、部長が提出した議案については、副部長がこれを代行する。

2. 議長が不在のとき、いかなる決議もすることができない。
3. 議長は、例会の議事録についての責任を負う。

[議長の権限]

第三十条 1. 議長は、例会の秩序を維持し、議事を整理する。

2. 議長は、その命令に従わない者その他当該例会の秩序を乱す者を退場させることができる。
3. 議長の議決権は、これを認めない。
4. 議長は、当該例会の議決権を有しない者が当該例会を傍聴することを許可することができる。

第五節 議事録

[議事録の内容]

第三十一条 例会の議事録には、次に掲げる事由を記載しなければならない。

- 一 当該議事録の作成者氏名
- 二 例会の日時、場所及び議案
- 三 議事の内容及び決議
- 四 出席者、委任者及び遅刻者
- 五 本規約で別に定められた内容
- 六 その他当該議事録の作成者が必要と判断したこと。

[議事録の作成]

第三十二条 1. 議事録は、副部長がこれを作成する。ただし、当該例会に副部長が不在のとき、議長は、当該例会の議事録を作成する者を当該例会の出席者（ただし、第二十六条（委任）第一項の規定により出席した者を除く。）から指名しなければならない。

2. 議事録は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして一般に認められるものをいう。以下同じ。）をもって作成することができる。

[議事録の公開]

第三十三条 1. 議事録の作成者は、当該例会の日から起算して三日以内に、部員に対して通知することによってその議事録を公開しなければならない。

2. 議事の内容から勘案して、議長が公開することは不適當であると判断した場合、当該議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

[議事録の修正]

第三十四条 議事録に誤りがある場合、当該例会の出席者は、この修正を請求することができる。この場合において、当該議事録の作成者は、遅滞なく当該誤りを修正しなければならない。

[議事録の保存]

第三十五条 1. 議事録は、当該例会の日より二年間、部室に備え置かなければならない。

2. 前項の規定に関する責任は、部長と副部長が共同して負う。

第四章 組織

第一節 役員

[役員]

第三十六条 1. 本クラブには、次に掲げる役員を各一名ずつ置く。

- 一 部長
- 二 副部長
- 三 会計部長
- 四 総務部長
- 五 競技部長

京都大学オリエンテーリングクラブ規約

六 渉外部長

七 広報部長

八 企画部長

2. 前項に掲げる役員は、本クラブの部員でなければならない。

3. 役員は、兼任することができる。

[選任]

第三十七条 1. 役員の選任は、別に定める規則（*役員を選任等に関する規則*）に従い、部員相互の選挙により行う。

2. 役員は、再任することができる。

[任期]

第三十八条 役員の任期は、当該活動年度の期間に従う。ただし、会計部長が第六十二条（*決算の報告*）の規定に基づき例会において決算を報告するときは、この限りではない。

[辞任]

第三十九条 1. 役員の辞任は、やむを得ない事由があるときに限り、認められる。

2. 前項の規定による役員の辞任は、例会による決議を経なければならない。

[解任]

第四十条 1. 役員は、いつでも、例会の決議によって解任することができる。

2. 第十条（*除名*）第二項及び第三項の規定は、役員を解任する場合について準用する。

[部長の欠員]

第四十一条 部長が欠けたとき、残りの活動年度につき、その活動年度の副部長を部長とする。

[部長以外の役員の欠員]

第四十二条 1. 第三十六条（*役員*）第一項の二号から八号に掲げる役員が欠けたとき、例会の決議によってこれを補充する。

2. 前項の規定による決議が行われるまでの期間、当該役員としての権利及び義務は部長に帰属する。

[役員名簿]

第四十三条 1. 部長は、当該活動年度の役員の氏名を記載した名簿を、別表（*別表 2 役員名簿*）に従って作成しなければならない。

2. 前項の規定による役員名簿は、部室に備え置き、かつ、役員の異動がある場合、これを更新しなければならない。

第二節 役員の特権

[部長の特権]

第四十四条 1. 部長は、本クラブを対外的に代表する。

2. 部長は、本クラブの他の役員を監督し、本規約で定められた特権のほか、本クラブの業務に関する一切の特権を有する。

[副部長の特権]

第四十五条 1. 副部長は部長を補佐し、部長が不在のとき、これを代行する。

2. 前項の規定のほか、副部長は、本規約で定められた特権を持つ。

[各部長の特権]

京都大学オリエンテーリングクラブ規約

第四十六条 1. 第三十六条（役員）第一項第三号から同第八号に掲げられた役員（以下「各部局長」という。）は、それぞれ第四十七条（部局）各号に掲げられた部局（以下「各部局」という。）を統括する。

2. 各部局長は、当該部局を筆頭する部局員とする。

3. 各部局長は、部局員の中から副部局長を選任することができる。この場合において、副部局長は部局長を補佐し、部局長が不在のとき、これを代行する。

第三節 部局

[部局]

第四十七条 本クラブには、次に掲げる部局を置く。

- 一 会計部
- 二 総務部
- 三 競技部
- 四 渉外部
- 五 広報部
- 六 企画部

[各部局の業務]

第四十八条 1. 会計部は、次に掲げる業務を公正妥当に行わなければならない。

- 一 予算の作成
- 二 決算の報告
- 三 部費の徴収
- 四 各部局で予算が適正に執行されているかを管理及び指導すること。
- 五 会計監査人の請求に誠実に応じること。

2. 総務部は、次に掲げる業務を担当する。

- 一 部室及びその備品を管理、維持すること。
- 二 部員が内部又は外部のオリエンテーリングの行事に円滑に参加できるようにするために、交通手段及び宿泊施設等を手配及び斡旋し、かつ、時宜に応じて、大会への申込みを一括して行うこと。
- 三 部員の氏名及び居所を記載した部員名簿を作成し、適正に管理すること。

3. 競技部は、次に掲げる業務を担当する。

- 一 全ての部員を対象として、オリエンテーリング技能の習得及び向上のためのトレーニングを主催及び広報すること。
- 二 オリエンテーリングの行事及び前号のトレーニングにおいて、部員に事故等が生じないように最大限の配慮をすること。
- 三 部員に対してオリエンテーリングの行事を広報すること。

4. 渉外部は、次に掲げる業務を担当する。

- 一 外部団体（日本学生オリエンテーリング連盟、関西学生オリエンテーリング連盟、京都府オリエンテーリング協会等を含む。）及び本クラブの部員でない個人との諸連絡及び折衝をすること。
- 二 本クラブの所有するオリエンテーリング用地図を定められた値段で販売すること。

5. 広報部は、次に掲げる業務を担当する。

- 一 部誌を発行すること。

京都大学オリエンテーリングクラブ規約

二 本クラブのホームページの運用等、外部に向けた広報活動をする事。

6. 企画部は、全部員を対象として、部員相互の親睦を深めることを目的とした企画を立案及び実施する業務を担当する。

[例会による業務の追加]

第四十九条 前条各項に定められた各部局の業務は、本規約に反しない範囲において、例会の決議によって追加することができる。

[部局の構成]

第五十条 1. 各部局の構成員（部局員）は、部長と副部長の協議のもと、部長がこれを任命する。

2. 部長、副部長及び第六章第三節に定める新入部員を除いた全ての部員は、いずれかの部局の部局員でなければならない。

第五章 会計

第一節 総則

[会計年度]

第五十一条 本クラブの会計年度は、活動年度と同様に、四月一日から翌年三月三十一日とする。

[経費]

第五十二条 1. 本クラブの経費は、以下の事項（これらの運用利益を含む。）により支弁する。

- 一 部費及び寄付金
- 二 備品の貸出・販売代金
- 三 前年度会計の繰越金
- 四 その他例会で承認された事項

2. 本クラブの経費が特定の部員の私益ために用いられることは、たとえ本クラブの業務によって生じた損害の代償であるとしても、これを一切禁止する。

[会計資料の作成]

第五十三条 予算並びに決算及びそれらの附属明細書（以下「会計資料」という。）は、会計部が作成する。

[会計資料の保存]

第五十四条 1. 本クラブの会計資料は、例会で決議された時点から五年間保存しなければならない。

2. 前項の規定に関する責任は、会計部長と部長が共同で負う。

[会計資料の作成及び保存方法]

第五十五条 会計資料は、電磁的記録をもって作成及び保存することができる。

[会計資料の備置き及び閲覧]

第五十六条 1. 会計資料は、三年間部室に備え置かなければならない。

2. 部員は、いつでも、会計資料を閲覧することができる。

第二節 予算

[予算]

第五十七条 予算において決められた範囲をこえて支弁することは、これを認めない。

京都大学オリエンテーリングクラブ規約

[予算の決議]

第五十八条 1. 本クラブの予算は、会計部長が予算案を例会において提出し、例会の決議を経ることで決定される。

2. 予算が決議されない期間は、前会計年度の予算をもとにこれを執行する。

[予算案の作成]

第五十九条 予算案は、会計部が役員の申請に基づいて作成する。

[特別の経費]

第六十条 第五十七条（予算）の規定にかかわらず、例会が特別の経費を承認する決議をした場合、当該予算と異なる支弁をすることができる。ただし、会計部長がこの決議に反対の議決権を行使したときはこの限りではない。

第三節 決算

第六十一条 （削除）

[決算の報告]

第六十二条 会計部長は、六月三十日までに例会において決算を報告し、その決議を経なければならない。

[決算の決議]

第六十三条 決算は、例会において例会に出席すべき部員の過半数が承認の議決権を行使しなければ、決議されない。

第四節 会計監査人

[会計監査人の業務]

第六十四条 1. 会計監査人は、会計資料が適正に作成されているかどうかを監査し、例会において会計監査結果を報告しなければならない。

2. 会計監査人は、会計部に対して、前項の目的を達成するために必要な資料の開示を請求することができる。

[監査結果の報告]

第六十五条 会計監査人が決算について妥当でないと判断したとき、当該決算の承認の決議は無効とする。

[会計監査人の選任]

第六十六条 1. 会計監査人は、別に定める規則（*役員の選任等に関する規則*）に従い、選任される。ただし、会計監査人が公認会計士であることを要しない。

2. 部長、副部長及び会計部局員は、会計監査人になることができない。

[会計監査人の解任]

第六十七条 1. 会計監査人は、いつでも、例会の決議によって解任することができる。

2. 部長及び副部長は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

- 一 業務を著しく怠ったとき。
- 二 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

京都大学オリエンテーリングクラブ規約

三 心身の故障のため、業務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3. 前項の規定により会計監査人を解任したときは、部長又は副部長は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される例会に報告しなければならない。

[会計監査人の欠員]

第六十八条 会計監査人が欠けたとき、部長又は副部長は、例会にこれを補充する議案を提出しなければならない。

第五節 部費

[部費]

第六十九条 1. 部費は、前期及び後期それぞれ三千円とする。

2. すでに納めた部費は、理由のいかんを問わず、これを返還しない。

[部費の納入期限]

第七十条 前期の部費については五月十五日、後期の部費については十一月十五日までに納入しなければならない。

[入部費及び退部費]

第七十一条 本クラブの入部費及び退部費は、これを設けない。

第六章 雑則

第一節 設立年月日

[設立年月日]

第七十二条 本クラブの設立年月日は、一九七九年六月十六日とする。

第二節 大会の開催

[大会の開催]

第七十三条 本クラブの部員は、第二条（目的）に掲げる目的を達成するため、本クラブの活動としてオリエンテーリング等の大会を開催することができる。

[役職]

第七十四条 前条の規定により大会等を開催するとき、少なくとも、次に掲げる役職を置かなければならない。

- 一 大会運営責任者
- 二 競技責任者
- 三 会計責任者

[大会会計]

第七十五条 1. 第七十三条（大会の開催）の規定に基づいて開催された大会等の決算は、決算の確定後直近の例会に会計責任者が報告し、承認の決議を得なければならない。ただし、会計部長がこれと異なる議決権を行使したときは、この限りではない。

2. 前項の規定により決議された決算において、その収入がその支出を上回るとき、その差額は本クラブの特別会計として算入する。

第三節 新入部員

[定義]

第七十六条 本規約において新入部員とは、当該活動年度の途中に、はじめて部員資格を得た者をいう。

[新入部員に関する特別規定]

第七十七条 新入部員は、次に掲げる義務を負わない。

- 一 当該部員が本規約に基づき、はじめて支払うべき部費を納入する義務
- 二 当該活動年度の前期に招集された例会に出席する義務

第四節 免責

[免責規定]

第七十八条 本クラブは、本クラブの活動に伴い生じた事故等に関する一切の責任を負わず、全て当該部員の自己責任とする。ただし、これと異なる例会の決議があるときはこの限りではない。

第五節 解散

[解散の事由]

第七十九条 本クラブは、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 例会の決議
- 二 部員が欠けたこと。
- 三 合併（合併により、本クラブが消滅する場合に限る。）

[残余財産]

第八十条 本クラブが解散するときの残余財産の処分は、例会の決議に従う。

第七章 規約の効力及び改正等

第一節 規約及び規則

[規約の効力]

第八十一条 1. 本クラブにおいて、本規約と異なる規約及び規則は、一切の効力を有しない。

2. 部員は、本規約について知らなかったとしても、そのことによって、本規約に基づいた主張に対抗することはできない。

[規則]

第八十二条 1. 本規約に反しない範囲において、部員は、規則を制定及び改廃することができる。

2. 規則の制定及び改廃は、例会において、例会に出席すべき部員の三分の二以上が出席し、全部員の議決権の過半数をもって決議する。

3. 規則が制定あるいは改廃されたとき、部長又は副部長はその旨を全ての部員に対して通知しなければならない。

[規約及び規則の保存等]

第八十三条 1. 本規約は、部長及び副部長が、最新のものを書面で保存しなければならない。

2. 本規約及び諸規則は、部長及び総務部長の責任のもと、最新のものを書面で部室に備え置かなければならない。

第二節 改正

京都大学オリエンテーリングクラブ規約

[改正手続]

- 第八十四条 1. 本規約の改正は、例会において、全部員の議決権の三分の二以上をもってこれを決議する。ただし、第二十七条（委任者の議決権）の規定による議決権の行使は、これを認めない。
2. 前項の規定による本規約の改正は、その意味内容のまともりごとに決議されなければならない。
3. 本規約が改正されたとき、第八十二条（規則）第三項の規定を準用する。

附則

第一条 本規約は、2019年4月1日から施行する。

第二条 2019年3月31日まで施行されていた京都大学オリエンテーリングクラブ規約は本規約の施行の日から効力を失う。

第三条 別表2（役員名簿）の一部改定の効力は改定の決議があった日の翌日から生じるものとする。